

東京外国語大学とダマスカス大学との間に於ける学生交流に関する覚書

両大学で調印された協定に基づき、学生の交流は以下の箇条に従って、行われるものとする。

1. 学生の派遣については、両大学が学生の選考を行う。すなわち、協定に基づいて派遣される学生は、派遣側の大学が前もって選考し、受入側の大学が個々の学生について検討した上で、入学の許可をするという手続きを取る。

2. 交換する学生数は一年に二名を超えないものとし、在学期間は一年以内とする。

3. 交換学生の受け入れ自身は、「特別聴講生」とし、聴講した単位は交換できるものとする。

4. 両大学は、学生に対し以下を免除する。

- 1) 入学検定料
- 2) 入学金
- 3) 授業料


5. 学生の専攻分野は、受入側大学において専門の教官による教育を行うことのできる分野とする

6. 両大学は、学生が適切な宿泊施設を確保できるよう努力する。

2002年10月17日

池端雪浦
東京外国語大学長

2002年10月17日


ダマスカス大学長

東京外国語大学とダマスカス大学との間に於ける学術交流協定書

両大学は、教育研究における両大学間の交流、協力関係を推進すべく、ここに協定を結ぶ。

1. 次の事項を協定の主要な目的とする。

- 1) 教員、または研究者の交流
- 2) 学部学生、および大学院の学生の交流
- 3) 学術資料、および情報の交換
- 4) 共同研究、およびシンポジウム等の実施


2. 上記の目的の実現のための細則に関しては、両大学での協定を行うものとする。

3. この協定は調印の日付より四年間、有効であるものとし、改正の必要がなければ自動的に同期間、延長されるものとする。

2002年10月17日

池端雪浦
東京外国語大学長

2002年10月17日


ダマスカス大学長